

○平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法における外国人に係る事務の取扱いについて

【平成二十三年九月三十日 雇児発〇九三〇第一二号
各都道府県知事宛 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知】

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下「子ども手当法」という。）が、平成二十三年八月三十日に公布され、平成二十三年十月一日より施行されることとされたところですが、子ども手当法における外国人に係る事務の取扱いについて、左記のとおり定めましたので、貴都道府県内市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知について特段の御配慮をお願いします。

これに伴い、「平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律における外国人に係る事務の取扱いについて」（平成二十二年三月三十一日雇児発〇三三一第一号雇用均等・児童家庭局長通知）は廃止します。

なお、この通知は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百四十五條の四に規定する技術的な助言に当たるものです。

第二 一般事項

1 子ども手当法の受給資格者は、日本国内に住所を有する者とされており、外国人（日本国籍を有しない者をいう。以下同じ。）についても子ども手当の支給を受けることができるものであり、その支給に係る事務処理については、原則として日本国民に対する取扱いと同様であること。

2 外国人の適用に当たっては外国人登録と密接な関係があるの
で、例えば、あらかじめ外国人受給者一覧表等を外国人登録担当部門へ提出し、外国人受給者や子ども（子ども手当法第三条に規定する子どもをいう。以下同じ。）に係る事実関係の異動があった場合にその事実をすみやかに当該担当部門から子ども手当担当部門へ通報する体制を確立する等、各市町村における外国人登録担当部門との連携強化を図り、円滑、適正な事務処理に努めること。

第二 受給資格者に関する事項

1 外国人に係る受給資格の認定は、当該外国人の住所地の市町村長が行うものであるが、その住所地は外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）第四条に規定する外国人登録原票（以下「登録原票」という。）によるものとする。

2 外国人登録法に基づく登録（以下「外国人登録」という。）が行われている外国人であっても、次に掲げる者は、日本国内に生活の本拠を有しているとは認め難いので、子ども手当法第四条第

一項第一号から第三号までに規定する「日本国内に住所を有する」との要件には該当しないものとして取り扱うこと。

(1) 在留資格が出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)別表第一の三に規定するもののうち在留資格が短期滞在である者(観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動を目的とする者)

(2) 入管法別表第一の二に規定するものうち在留資格が興行である者(演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(同表中投資・経営の項の下欄に掲げる活動を除く。))を目的とする者

(3) 一年未満の在留期間を決定された者その他日本国内に生活の本拠としての実質を備えていないと認められる者

3 なお、入管法第十八条の二の規定による一時庇護のための上陸の許可を受けている者等についても、定住の意思、生活実態等を考慮して、1及び2の方針に従い、対処されたいこと。

第三 子どもに関する事項

1 外国人である子どもの氏名、生年月日、住所及び受給資格者との続柄等の確認は、登録原票をもって行うこと。

2 外国人である子どもについても、法律の規定に従い、支給対象となる期間は、年齢が一五歳に達した日の属する学年の末日(三月三十一日)までであること。

3 外国人である子どもについても、子ども手当法第三条第一項に

基づく国内居住要件が適用され、同項に規定する「日本国内に住所を有する」との要件については、第二に準じて取り扱われたいこと。

また、同項に規定され、子どもの国内居住要件の例外となる「留学その他の厚生労働省令で定める理由」の取扱いについても、日本国民と同様であること。

第四 外国人が出国した場合の取扱いに関する事項

1 再入国の許可を受けないで出国する場合

子ども手当の受給者である外国人が入管法第二十六条に規定する再入国の許可を受けないで出国した場合には、登録原票が閉鎖される事由が生じた日(外国人登録証明書が入国審査官に返納された日)をもって当該子ども手当の受給権を消滅させ、手当の返還請求を行うという取扱いを徹底すること。

また、外国人の子どもが再入国の許可を受けないで出国した場合には、登録原票が閉鎖される事由が生じた日をもって、子ども手当法第四条第一項第一号に規定する支給要件子どもではなくなること。

2 再入国の許可を受けて出国する場合

(1) 外国人が再入国の許可を受けて出国した場合には、原則として当該者に係る外国人登録が行われている間は、まだ「日本国内に住所を有する」として取り扱うものであること。

(2) 再入国の許可を受けて出国した子ども手当の受給者である外国人が再入国の有効期間内に再入国しなかった場合には、子ども

も手当の受給権は当該者が出国した日に遡及して消滅させ、手当の返還請求を行うという取扱いを徹底すること。

また、再入国の許可を受けて出国した外国人である子どもが再入国の有効期間内に再入国しなかった場合には当該者が出国した日に遡及して支給要件となる子どもではなくること。

3 外国人の出国に伴う子ども手当の過払の防止等について

子ども手当の受給者が本邦を出国することにより子ども手当の過払が行われることのないよう、現況届時の厳重なチェック、現況届後の実態の把握、外国人の在留状況の把握、過払を防止し易い支払方法の採用等を工夫するものであること。

なお、在留期間を経過し、更新等の許可を受けていない者については、受給資格が消滅することから、子ども手当の過払が行われることのないよう、適宜、把握に努めること。

第五 各種請求書の記載に関する事項

1 各種請求書及び届書について

(1) 外国人表示

外国人から提出のあった各種請求書及び届書等については、様式の欄外上部左辺に（外）の朱印を押印すること。

(2) 氏名

ア 氏名は本名によることとするが、通称名が登録原票等により確認できる場合にあつては、社会生活上の通用性にかんがみ通称名を括弧書で併記させるものとする。

イ 氏名及び外国での住所又は居所の記入については、日本語

字又はアルファベット文字のいずれかによることとし、本人の申立によりフリガナを付すものであること。

(3) 捺印

「印」の欄は、署名であっても差し支えないものであること。

(4) 生年月日

生年月日は西暦により取り扱われている実態にあるので、西暦によることとする。

(5) 外国人登録番号等

摘要欄等には、請求者等、配偶者及び子どもに係る外国人登録の年月日及び登録番号を記入させること。

2 受給者台帳等について

(1) 外国人に係る受給者台帳の記載については、(2)に掲げるもののほか、(1)、(2)及び(4)と同様の取扱いとするものであること。

なお、外国人に対する各種通知書等には、通称名を併記する等配慮すること。

(2) 受給者台帳には、受給者等に係る外国人登録の年月日、登録番号、在留資格及び在留期間並びに配偶者及び子どもに係る外国人登録の年月日及び登録番号を記入すること。

(3) 受給者台帳及び索引票については、外国人の受給者等に係る分を分類整理すること。